

(保 209)

平成 23 年 12 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

DPC 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

DPC 対象病院におきましては、平成 22 年度診療報酬改定において調整係数の一部置き換えが行われ、機能評価係数Ⅱとして新たに 6 項目（①データ提出係数、②効率性係数、③複雑性係数、④カバー率係数、⑤地域医療係数、⑥救急医療係数）の係数が導入されたところであります。

このうち、「①データ提出係数」につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成 22 年厚生労働省告示第 98 号）第 4 号イにおいて、「調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた場合にあつては、当該数に百分の五十を乗じて得た数」とすることとされており、翌々月に当該評価を 50%・1 ヶ月の間減じることとなります。

今般、平成 23 年 11 月 22 日に提出すべき、平成 23 年 10 月分の DPC データの提出が遅滞した 11 病院について、添付資料のとおり、平成 24 年 1 月のデータ提出係数を減じる旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

<添付資料>

1. DPC 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて
(平 23.12.21 保医発 1221 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年11月22日に提出すべき、平成23年10月分のDPCデータの提出が遅滞したことから、平成24年1月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
社会医療法人明和会 中通総合病院 (秋田県秋田市南通みその町3-15)	0.0020	平成24年1月1日から 平成24年1月31日まで
館林厚生病院 (群馬県館林市成島町262-1)	0.0020	
北関東循環器病院 (群馬県渋川市北橘町下箱田740)	0.0020	
北茨城市立総合病院 (茨城県北茨城市大津町北町4-5-15)	0.0018	
医療法人社団 誠高会 おおたかの森病院 (千葉県柏市豊四季113)	0.0020	

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院 (東京都目黒区中目黒2丁目3番地8号)	0.0020	平成24年1月1日から 平成24年1月31日まで
浜松医科大学医学部附属病院 (静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号)	0.0020	
社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺心臓・血管センター (兵庫県西宮市池田町3番25号)	0.0020	
医療法人 豊資会 加野病院 (福岡県古賀市花見南1丁目2番15号)	0.0020	
球磨郡公立多良木病院 (熊本県球磨郡多良木町多良木4210)	0.0020	
橘病院 (宮崎県都城市中町15街区24号)	0.0018	